

居宅介護支援重要事項説明書

〈2024年 4月 1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

電話 0985-51-0116

管理者 渡邊 伸江

2. 宮崎赤江在宅介護支援センター(居宅介護支援事業所)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	宮崎赤江在宅介護支援センター
所在地	〒880-0917 宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1
介護保険指定番号	4 5 7 0 1 0 0 3 2 3
サービスを提供する地域	宮崎市内

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常勤
管理者	主任介護支援専門員	1名
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名以上
介護支援専門員	看護師・介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主事等	1名以上

(3) 営業時間

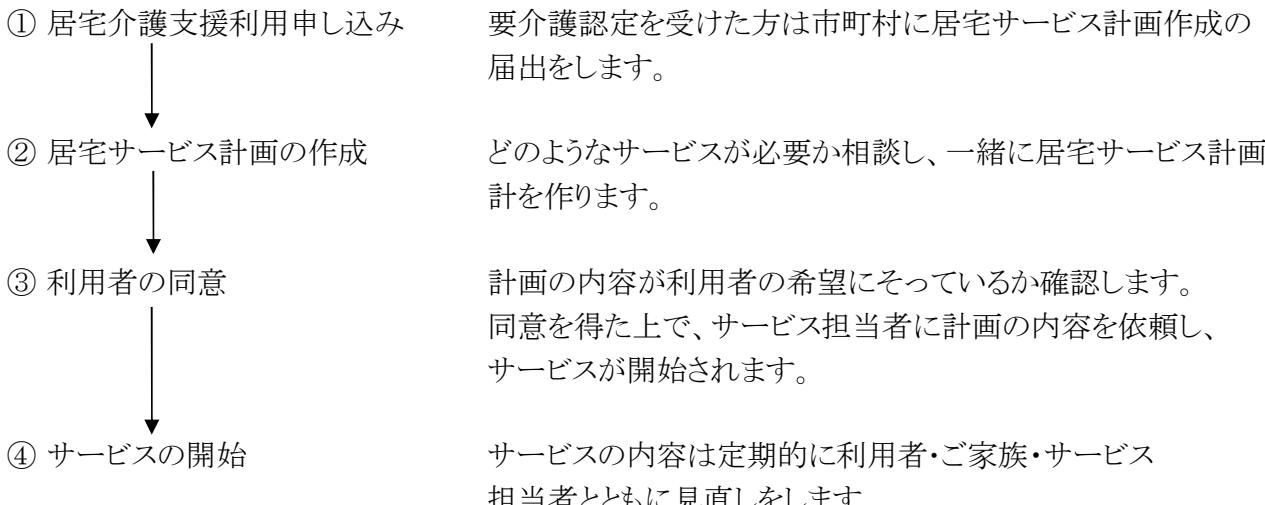
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※24時間連絡体制 緊急時・必要に応じて相談に応じます。

(緊急連絡電話) 0985-51-0116

※休日… 原則として土・日曜日、祭日、年末年始(12月30日～1月3日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援に関するサービス利用料金について事業者が法律の規定に基づいて、介護保険制度からサービス利用料金に相当する給付金を全額給付されます。契約者の自己負担はありません。

※保険料の滞納により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき

下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

【基本利用料】

※居宅介護支援費 I

居宅介護支援(i)	要介護1・2	10,860	要介護3・4・5	14,110	円/月
居宅介護支援(ii)	要介護1・2	5,440	要介護3・4・5	7,040	円/月
居宅介護支援(iii)	要介護1・2	3,260	要介護3・4・5	4,220	円/月

※居宅介護支援費 II

・ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援(i)	要介護1・2	10,860	要介護3・4・5	14,110	円/月
居宅介護支援(ii)	要介護1・2	5,270	要介護3・4・5	6,830	円/月
居宅介護支援(iii)	要介護1・2	3,160	要介護3・4・5	4,100	円/月

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

【加算】要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

特定事業所加算 (I)	5,190	円/月
特定事業所加算 (II)	4,210	円/月
特定事業所加算 (III)	3,230	円/月
特定事業所加算 (A)	1,140	円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,250	円/月
入院時情報連携加算 (I)	2,500	円/月
入院時情報連携加算 (II)	2,000	円/月
退院・退所加算 (I) イ	4,500	円/回
退院・退所加算 (II) イ	6,000	円/回
退院・退所加算 (I) ロ	6,000	円/回
退院・退所加算 (II) ロ	7,500	円/回
退院・退所加算 (III) ロ	9,000	円/回
通院時情報連携加算	500	円/月
初回加算	3,000	円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000	円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	円/回

※入院時には、入院先医療機関に担当ケアマネジャーの氏名等をお伝えください。

(2) 交通費

宮崎市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(その他)

料金が発生する場合、毎月の清算とし毎月10日までに前月分の請求をしますので、10日以内にお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行振込・現金・の2通りの中から契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下されば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。

・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

・介護保険の理念に基づき、高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の意志および人格を尊重し常に利用者の立場にたち、公平・中立に又総合的かつ効果的にサービスの提供されるよう支援を行ないます。

・複数の介護サービス事業所の紹介を求めることが可能です。

・当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、

訪問介護等の各サービスごと、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・介護サービス計画の作成に当たっては「居宅サービス計画ガイドライン」の手法にて利用者及びご家族の意向を尊重した支援を実施していきます。
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

(3) サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題分析)の方法	居宅サービス計画ガイドラインによる
介護支援専門員の研修	年1回以上、専門研修会への参加

7. 業務継続計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生時において、業務を実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・感染症の予防及びまん延を防止のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練を実施します。
 - ②その他感染症の予防まん延のために必要な措置を講じます。(委員会の開催、指針整備等)

9. 虐待の防止

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生または、その再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。
 - ②虐待の防止のために必要な措置を講じます。(委員会の開催、指針整備等)
 - ③上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10. サービス内容に関する苦情

(苦情相談窓口)

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・宮崎赤江在宅介護支援センター

　　担当者 渡邊 伸江 TEL 0985-51-0116

- ・宮崎県国民健康保険団体連合会

TEL 0985-35-5301

- ・宮崎市介護保険課

TEL 0985-21-1777

年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約・重要事項及び個人情報使用の説明を行いました。

所在地 宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1

事業者 社会医療法人 耕和会(迫田病院内)

名 称 宮崎赤江在宅介護支援センター 印

説明者 所属 宮崎赤江在宅介護支援センター

氏名 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての契約・重要事項及び個人情報使用の説明を受け、同意しました。

介護サービス計画の作成を依頼いたします。

利用者

住所

氏名

印

電話

代理人

住所

氏名

印

電話

(続 柄)